

返戻金制度

候補者が就労を開始した後、候補者に起因する事由により退職または解雇となった場合、次の基準で本件紹介手数料を返還するものとする。

就労開始日から3ヶ月以内の場合

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載してある額）の30%

許可番号 13-ユ-310270

事業所名称 株式会社 オフィスオガタ

所在地 東京都中央区日本橋茅場町1丁目9番2号 4F-06